

東京の緑の保全・創出支援プログラム

令和5年（2023年）4月



東京の緑の保全・創出支援プログラム

ねらいとポイント	2
1. 2040年代に目指す東京の姿に向けた緑施策の展開	3
1.1. 『未来の東京』戦略ビジョン（令和元年（2019年）12月策定）	3
1.2. 緑あふれる東京基金（令和2年（2020年）3月）	3
1.3. 『未来の東京』戦略（令和3年（2021年）3月策定）	3
2. 東京の緑の現状と取組の方向性等	7
2.1. 東京の緑の現状	7
2.2. 緑の保全・創出に向けた取組の方向性	7
2.3. 区市町村における緑施策の重要性	7
3. 東京の緑の保全・創出支援プログラム	8
支援プログラムの目的別補助メニューまとめ	9
目的別 支援プログラムの補助メニュー一覧	10
分野別 支援プログラムの補助メニュー一覧	11
3.1. 都市整備局事業	12
3.1.1. 公園・緑地整備の支援【都市整備局：都市づくり政策部】	12
3.1.2. 生産緑地の活用（公園整備）【都市整備局：都市づくり政策部】	13
3.1.3. 農の風景の保全・育成のための支援【都市整備局：都市づくり政策部】	14
3.1.4. 民有地の緑化支援【都市整備局：都市づくり政策部】	15
3.1.5. 木密地域における公園整備の支援【都市整備局：市街地整備部】	16
3.1.6. 不燃化特区事業の支援【都市整備局：市街地整備部】	17
3.1.7. 市街地再開発事業の支援【都市整備局：市街地整備部】	18
3.1.8. 土地区画整理事業の支援【都市整備局：市街地整備部】	19
3.1.9. 都市再生土地区画整理事業の支援【都市整備局：市街地整備部】	20
3.1.10. 地区計画策定の支援【都市整備局：市街地整備部】	21
3.2. 建設局事業	22
3.2.1. 都市計画公園・緑地整備の支援（市町村部）【建設局：公園緑地部】	22
3.3. 産業労働局事業	23
3.3.1. 農地の創出再生と多面的機能の発揮【産業労働局：農林水産部】	23
3.3.2. 生産緑地の活用（農的利用）【産業労働局：農林水産部】	24
3.3.3. 森林の魅力創出【産業労働局：農林水産部】	25
3.4. 環境局事業	26
3.4.1. 花と樹木による緑化の支援【環境局：総務部】	26
3.4.2. 緑地の利活用推進のための支援【環境局：総務部】	27
3.4.3. 在来の植物を活用した公園等整備の支援【環境局：総務部】	29
3.4.4. 生態系を保全するための取組の支援【環境局：総務部】	30
巻末資料「区市町村連携部署リスト」	31



ねらいとポイント

本プログラムは、「『未来の東京』戦略」（令和3年（2021年）3月）において、都が示した「戦略13 水と緑溢れる東京戦略」の実現に向けて、「緑溢れる東京プロジェクト」を強力に推進することを目的として、区市町村が積極的に取り組む緑の保全・創出を支援するために作成しました。

区市町村が、予算要求等を行うにあたり参考となるよう、都が現在、区市町村に対して実施している緑の保全・創出に関連する補助等の内容を示しています。

具体的には、今まで各局が実施していた補助事業を一つのプログラムとしてまとめて整理し、目的別、分野別に整理しました。また、各支援メニューの内容や事例を簡潔にまとめ、分かりやすく示しています。

今後は、社会情勢の変化や都が行う調査等を踏まえ、新たな補助メニューを検討し、区市町村とも連携して取り組むことで、さらに実効性・有効性を高めていきます。



1. 2040年代に目指す東京の姿に向けた緑施策の展開

東京都は平成29年（2017年）に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において掲げた「緑の総量を減らさない」という都市づくりの挑戦とともに、『『未来の東京』戦略』に示した、新型コロナウイルス感染症への対応等、新たな時代の要請を踏まえた「新しい日常」にも対応した緑施策を推進していきます。

1.1. 『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元年（2019年）12月策定）

東京都は、東京の緑の創出・保全の取組について検討し、令和元年（2019年）12月策定の『『未来の東京』戦略ビジョン』において、「緑溢れる東京プロジェクト」を立ち上げ、都内全体の緑を増やす取組を進めることとしました。

このプロジェクトを強力に推進していくため、局横断的な推進体制として、副知事をリーダーとする「緑溢れる東京プロジェクト推進チーム（以下、推進チーム）」を設置するに至りました。推進チームの具体的な狙いは以下のとおりです。

- ・都の取組推進、区市町村への支援拡充、民間の誘導・規制の強化により、プロジェクトの実行を加速する
- ・具体的な施策・ステップ・スキームなどを詰める実践的な役割を担う
- ・各局連携で主体的に共同しながら、課題解決に向け取り組む

また、本ビジョンを2015年の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）を実現するビジョンと位置づけ、各推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくこととしました。

1.2. 緑あふれる東京基金（令和2年（2020年）3月）

区市町村は、都民に最も身近な基礎的自治体として、地域における課題やサービス等の需要を把握・分析した上で、創意工夫を凝らしながら、その地域に適した多様な施策を展開しています。緑の保全・創出においても、農地や樹林地等の緑の保全や、公園緑地の整備、民間に対する緑化誘導等による緑の創出、それぞれの取組の主体として役割を担ってきました。

都は、令和2年（2020年）3月、都市における生産緑地、樹林地等の保全や新たな緑の創出などにより、緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に資する事業に要する資金に充てるため、区市町村による緑の保全・創出の取組等の支援に活用できる緑あふれる東京基金を設置しました。基金の活用にあたっては、都市部を中心とした緑の量の増加及び減少の抑制に資する事業の中で、生産緑地2022年問題への対応、新しい日常にも対応した公園不足地域の解消、貴重な自然を保全する広域的な緑のネットワークの確保等、特に緊急の対応が求められる東京の緑が直面する課題の解決につながる事業に対して優先的に充当していきます。

1.3. 『『未来の東京』戦略』（令和3年（2021年）3月策定）

東京都は、令和3年（2021年）3月に、新たな都政の羅針盤として、都の総合計画となる『『未来の東京』戦略』を策定しました。

『『未来の東京』戦略』では、目指す2040年代の東京の姿である「ビジョン」及びこの「ビジョン」を実現する2030年に向けた「戦略」と戦略実行のための「推進プロジェクト」を提示しました。あわせて、推進プロジェクトごとにSDGsの17のゴールとの関係を示しました。

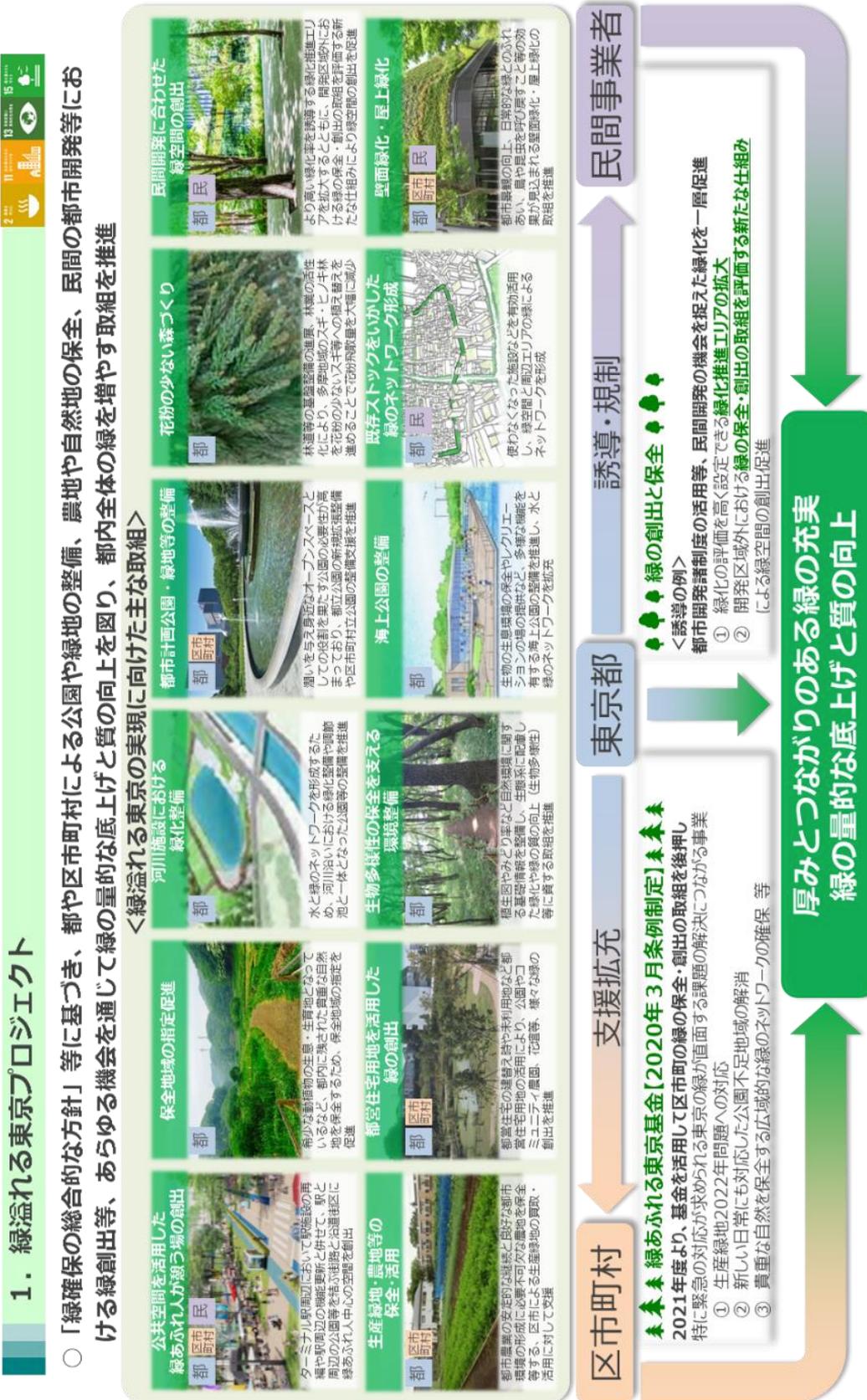


本戦略の一つである「水と緑溢れる東京戦略」では、その実現に向けて、これまでの推進チームにおける検討等を踏まえ、「緑溢れる東京プロジェクト」を推進し、東京都のほか、区市町村や民間事業者が連携して、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図り、都内全域で緑を増やす取組を進めていくこととしています。「緑溢れる東京プロジェクト」の内容を p.5 に示します。

また、『『未来の東京』戦略』では、区市町村や地域とともに「未来の東京」を築き上げることを掲げており、「緑溢れる東京プロジェクト」は「区市町村との連携を核にした主なプロジェクト」の一つに位置付けられています。「区市町村との連携を核にした主なプロジェクト」を p.6 に示します。



■ 『未来の東京』戦略」P.261
 戦略 13 緑溢れる東京戦略 1. 緑溢れる東京プロジェクト





■ 『未来の東京』戦略』 P.343 区市町村との連携を核にした主なプロジェクト

区市町村との連携を核にした主なプロジェクト

<p>子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト【戦略1】</p> <p>▶ 「世界で最も子供に優しく、子供がすくすくと育つまち」を実現するため、都内区市町村の仕上げ方式で、子供・子育て世代との対話等を通じた、先導的で意欲的な子供目線・子育てのための政策や子育てに優しいまちづくりの推進を、都が徹底的に支援し、都内全域に展開</p>	<p>「みんなの居場所」創出プロジェクト【戦略7】</p> <p>▶ 子供・若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など様々な人が集い、交わり、悩みを分かち合える様々な形の「居場所」を、リアルとオンライン双方の強みを活かして地域の至る所に創出する区市町村の取組を強力に支援</p>
<p>自分らしく暮らせる“Chōju”東京プロジェクト【戦略4】</p> <p>▶ 高齢者をはじめ、誰もが元気で心豊かに、自分らしく暮らせる地域の実現に向けて、意欲ある区市町村が多様な主体と連携し、地域資源を活用しながら、デジタルデバイス対策や幅広いデジタル活用により、QOL向上を図る取組等を都が強力に支援。成果検証し、都内全域に展開</p>	<p>人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト【戦略9】</p> <p>▶ 道路や公園等の公共的な空間を活用したにぎわい創出に向け、地域のエリアマネジメント団体や区市と連携した「パーク・ストリート東京」などの取組を推進</p>
<p>移動困難者の生活サポートプロジェクト【戦略4】</p> <p>▶ 誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現に向け、地域の効率的な公共交通ネットワークの形成を促進</p>	<p>地域特性に応じたスマートなまちづくりの展開【戦略9】</p> <p>▶ 人が快適に暮らせるコンパクトでスマートな都市を実現するため、土地利用を組み合わせた地域のまちづくりを促進し、バスやタクシー、デマンド交通、自転車などの交通モードと最先端技術の組合せ等を支援・促進し、駅等を中心とした誰もが移動しやすい交通環境の充実に努める</p>
<p>日本人と外国人が仲良く暮らせるまち創出プロジェクト【戦略6】</p> <p>▶ 東京に暮らす外国人が日本の文化や生活ルールを理解し、日本人自らも外国人の生活習慣等を理解するなど、双方が相互理解を深め、共に快適に暮らすまちを実現するため、強化した推進体制の下、区市町村、町会・自治会等と連携し、重層的な多文化共生施策を展開</p>	<p>緑溢れる東京プロジェクト【戦略13】</p> <p>▶ 「緑確保の総合的な方針」等に基づき、都や区市町村による公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発等における緑創出等、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図り、都内全体の緑を増やす取組を進めていく</p>
<p>ユニバーサルデザインのまちづくりプロジェクト【戦略6】</p> <p>▶ 東京2020大会に向け、競技会場周辺、鉄道駅、宿泊施設などを中心に進めてきたハード・ソフト両面のバリアフリーのまちづくりを、都市のレガシーとして発展させる観点から、改正バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針(マスタープラン)やバリアフリー基本構想における区市町村の取組を強力に支援し、都内各地にユニバーサルデザインのまちづくりを展開</p>	<p>持続可能な資源利用推進プロジェクト【戦略14】</p> <p>▶ 使い捨てプラスチックの削減や循環利用の徹底のため、家庭から排出されるプラスチック製容器包装について、区市町村における分別収集の拡大やリサイクル率向上に向けた取組を強力に後押し</p> <p>▶ 食品ロスを削減し、無駄のない食を実現するため、防災備蓄食品を保有する区市町村とフードバンクをマッチングするシステムを活用し、賞味期限の近い防災備蓄食品の有効利用を推進</p>



2. 東京の緑の現状と取組の方向性等

2.1. 東京の緑の現状

平成30年（2018年）のみどり率の調査結果では、東京都全域のみどり率は52.5%であり、平成25年（2013年）の53.0%から0.5ポイントの減少となっています。用途別の推移では、「公園・緑地」が3.8%から3.9%と0.1ポイント増加しているのに対し、「樹林・原野・草地」が42.9%から42.6%と0.3ポイント減少、「農用地」が3.7%から3.4%と0.3ポイント減少しています。

公園緑地の整備や民間による都市開発等などにより創出される緑がある一方で、多摩部では、特に大規模開発などによる樹林地や農地などの既存の緑が失われており、緑の減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、今後はさらに「生産緑地2022年問題」による生産緑地の減少等の恐れもあり、緑を取り巻く情勢は不安定な状況が続くことが予想されます。

2.2. 緑の保全・創出に向けた取組の方向性

東京の緑は、「公園・緑地」は増えているものの、農地や樹林地等が減少し、全体としては減少傾向にあることから、緑の総量を維持していくためには、都、区市町村、民間事業者と多様な主体が連携し、緑の保全・創出の取組をさらに進めることで、農地、樹林等の減少を抑制するとともに、公園・緑地の整備や民間開発により創出される緑を増加させていくことが重要です。

特に、「生産緑地2022年問題」への対応や「新しい日常」にも対応した身近な緑の保全・創出、生物多様性保全等の喫緊の課題に対して効果的な取組を区市町村とともに着実に推進していくためには、区市町村のこうした取組を加速させるために集中的な支援等を進めていくことが重要であると考えています。

また、取組にあたっては、緑の「量」の底上げだけでなく、緑の「質」の向上を図ることも重要です。

2.3. 区市町村における緑施策の重要性

街区公園や特別緑地保全地区など、都民に身近な地域の緑の保全・創出は、区市町村が主体となって行われています。都内の各種公園緑地の合計約9,000haのうち、約4,000haは区市町村立公園です。区市町村は、東京の緑に関してとても大きな役割を担っているのです。

緑施策に関する大きな方針である「緑確保の総合的な方針（改定）」、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」も都と区市町村との共同で策定しているとおり、「東京の緑を総量としてこれ以上減らさない」ためには、区市町村による緑施策が大変重要です。

今後、都は、広域的な視点での緑施策を推進すると共に、区市町村が取り組む地域の緑施策を、緑あふれる東京基金等を活用し、より一層、支援していきます。



3. 東京の緑の保全・創出支援プログラム

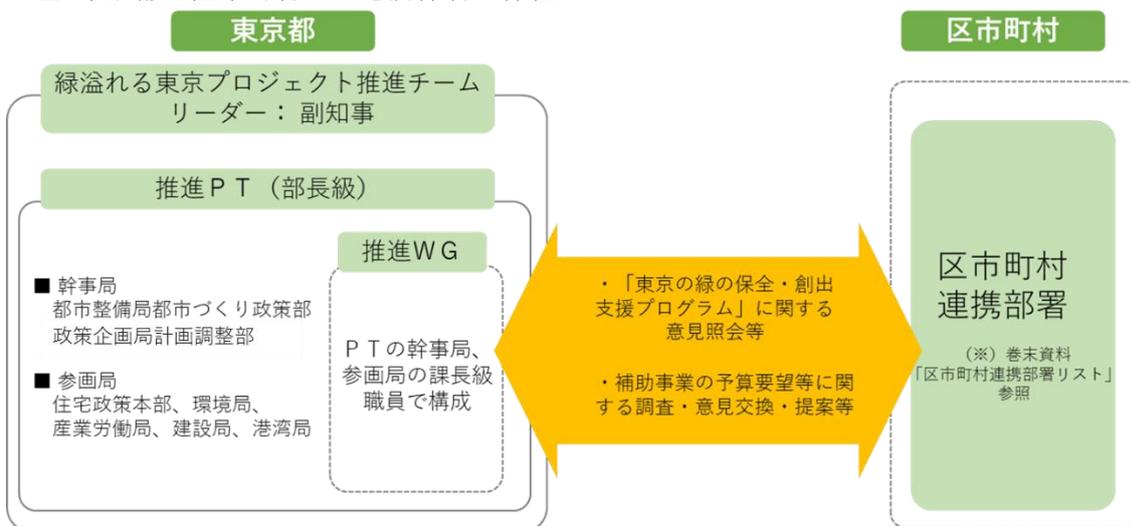
緑を保全・創出する取組は、屋敷林等の私有地の緑の保全、農地保全、公園・緑地の整備、など多岐にわたります。将来に引き継ぐべき緑の保全や緑が不足する地域等における緑の創出を進めるため、関係各局、各分野において補助メニューを設けて区市町村への支援を行っております。区市町村がこうした既存の補助制度をこれまで以上に活用しやすくし、緑の保全・創出に関する施策を着実かつ効果的に進められるよう、多様な補助メニューを「東京の緑の保全・創出支援プログラム」（以下、プログラム）としてとりまとめました。

本プログラムにより都による区市町村へのサポートの強化を行うとともに、都自らの取組を加速することにより、戦略的に緑の保全・創出を強力に推進していきます。

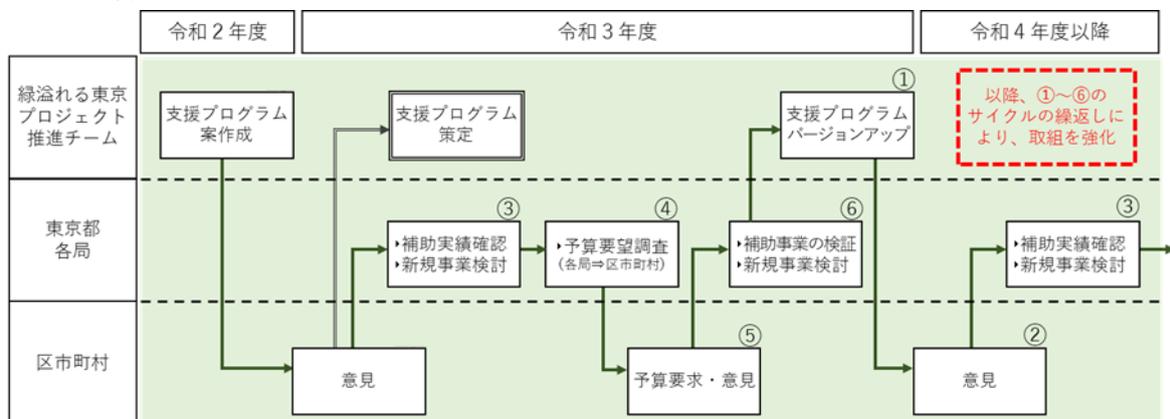
本プログラムの運用にあたっては、既存の補助事業の実施状況の検証を行いつつ、『『未来の東京』戦略』に示すように、緑を生かした地域の活性化や農地の保全・活用、生物多様性の保全につながる支援策など、各分野にわたり効果が期待できる取組についても検討し、本プログラムのメニューの更なる充実・強化を図り、実効性を高めていきます。

その際、都が設置した緑溢れる東京プロジェクト推進チームの枠組みを活用し、区市町村への意見照会や意見交換、相互に提案を行う等、連携を図りながら取組を進めていきます。

■ 東京都と区市町村との連携体制の枠組み



■ 支援プログラムの充実・強化の流れ





支援プログラムの目的別補助メニューまとめ

■公園に関する事業

- ・公園の整備 →p.12,16,17,22
- ・農地の活用 →p.13
- ・生物多様性の保全 →p.27



■緑地に関する事業

- ・緑地の整備 →p.12,16,17
- ・保全・活用等の計画策定 →p.14
- ・生物多様性の保全 →p.29,30



■農地に関する事業

- ・農地の創出再生 →p.23
- ・農地の保全 →p.23,24
- ・保全・活用等の計画策定 →p.14



■まちづくりに関する事業

- ・緑化の推進 →p.15,26
- ・空地等の整備 →p.16,17
- ・再開発における整備 →p.18
- ・区画整理における整備 →p.19,20
- ・地区計画の策定 →p.21



■森林に関する事業

- ・森林の魅力創出 →p.25



次に、目的別および分野別の補助メニューとページの一覧表を示します。



目的別 支援プログラムの補助メニュー一覧

事業名	所管局	頁
公園に関する事業		
公園の整備		
緑あふれる公園緑地等整備事業	都市整備局	p.12
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
市町村土木補助事業	建設局	p.22
農地の活用		
生産緑地公園補助制度	都市整備局	p.13
生物多様性の保全		
生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.27
緑地に関する事業		
緑地の整備		
緑あふれる公園緑地等整備事業	都市整備局	p.12
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
保全・活用等の計画策定		
「農の風景育成地区」の保全・育成関連補助	都市整備局	p.14
生物多様性の保全		
江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業） （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.29
樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.30
農地に関する事業		
農地の創出再生		
未来に残す東京の農地プロジェクト	産業労働局	p.23
農地の保全		
未来に残す東京の農地プロジェクト	産業労働局	p.23
生産緑地買取・活用支援事業	産業労働局	p.24
保全・活用等の計画策定		
「農の風景育成地区」の保全・育成関連補助	都市整備局	p.14
まちづくりに関する事業		
緑化の推進		
界わい緑化推進プログラム	都市整備局	p.15
花と緑で潤う緑化推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.26
空地等の整備		
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
再開発における整備		
市街地再開発事業	都市整備局	p.18
区画整理における整備		
土地区画整理事業	都市整備局	p.19
都市再生土地区画整理事業	都市整備局	p.20
地区計画の策定		
農地の保全等と併せた防災性向上まちづくり支援事業	都市整備局	p.21
森林に関する事業		
森林の魅力創出		
森林資源を活用した魅力創出事業	産業労働局	p.25



分野別 支援プログラムの補助メニュー一覧

事業名	所管局	頁
緑を増やす（緑の創出）		
公園の整備		
緑あふれる公園緑地等整備事業	都市整備局	p.12
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
市町村土木補助事業	建設局	p.22
緑地の整備		
緑あふれる公園緑地等整備事業	都市整備局	p.12
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
緑化の推進		
界わい緑化推進プログラム	都市整備局	p.15
花と緑で潤う緑化推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.26
農地の創出再生		
未来に残す東京の農地プロジェクト	産業労働局	p.23
空地等の整備		
木造住宅密集地域整備事業	都市整備局	p.16
不燃化推進特定整備事業	都市整備局	p.17
再開発における整備		
市街地再開発事業	都市整備局	p.18
区画整理における整備		
土地区画整理事業	都市整備局	p.19
都市再生土地区画整理事業	都市整備局	p.20
緑を減らさない（緑の保全）		
農地の活用		
生産緑地公園補助制度	都市整備局	p.13
未来に残す東京の農地プロジェクト	産業労働局	p.23
保全・活用等の計画策定		
「農の風景育成地区」の保全・育成関連補助	都市整備局	p.14
農地の保全		
農地の保全等と併せた防災性向上まちづくり支援事業	都市整備局	p.21
未来に残す東京の農地プロジェクト	産業労働局	p.23
生産緑地買取・活用支援事業	産業労働局	p.24
森林の魅力創出		
森林資源を活用した魅力創出事業	産業労働局	p.25
緑の質を高める		
生物多様性の保全		
生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.27
江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業） （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.29
樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	環境局	p.30

以降、各補助事業の詳細な内容を示します。



3.1. 都市整備局事業

3.1.1. 公園・緑地整備の支援【都市整備局：都市づくり政策部】

緑あふれる公園緑地等整備事業

概要

都市計画施設以外の公園緑地計画地を対象に、東京の緑の骨格の保全、身近な公園の充実など、都市における緑の保全創出へ取り組む自治体への補助

(事業期間：令和3(2021)年度から令和5(2023)年度以降継続)

補助対象者

区市町村(島しょ部を除く)

補助要件

- ① 都市計画区域内
- ② 補助事業完了時まで、都市計画施設及び、条例管理公園・緑地等の区域ではないこと
(ただし、条例管理公園・緑地等の区域における借地等の買入れは対象)
- ③ 緑化率：2/10以上
- ④ 都から他の補助金を受けないこと
- ⑤ 都の緑の保全創出に関する計画等における明確な位置づけ
・「緑確保の総合的な方針」における確保地・確保候補地(今後選定も含む)
- ⑥ 次のいずれかの条件を満たすもの
・「緑確保の総合的な方針」における丘陵地、崖線、平地林(1ha以上)、河川、屋敷林(1,000㎡以上)の系統に含まれていること又は東京都レッドリスト記載種の生息・生育地
・500mの範囲内に2ha以上の公園・緑地がないこと

補助率等

補助対象経費：用地費、整備費

補助率：全体事業費の1/4又は

1/3(2,500㎡以上の場合など)

(国費の有無問わず)

各年度において1自治体3ヵ所まで

【国庫補助金】社会資本整備総合交付金(古都保存・緑地保全等事業→特別緑地保全地区)



<市街地における特別緑地保全地区>

イメージ等

<都市計画施設以外の公園緑地の例>

小規模公園、児童遊園、自治体の条例による各種保全緑地(民有地)、特別緑地保全地区

担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 緑地計画担当 03-5388-3264



3.1.2. 生産緑地の活用（公園整備）【都市整備局：都市づくり政策部】

生産緑地公園補助制度

概要

都内の生産緑地は、年平均約 50ha が相続等により減少しており、2022 年には約 2,400ha が指定後 30 年を迎え買取り申出が可能となることから、特定生産緑地への指定を促進したが、約 150ha は非指定となったことから、さらに多くの農地が失われる恐れがある。都市計画公園・緑地内の農業継続が見込めない生産緑地の緑を、公園・緑地として保全していくため、都市計画公園・緑地内の生産緑地等を公園・緑地整備を目的として区市が買い取る際の用地取得費及び整備費を対象に、区市への補助を行う。

（事業期間：平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度以降継続）

補助対象者

区市

補助要件

都の区域内における区市が実施する都市計画公園・緑地事業のうち、都市計画公園・緑地区域内の生産緑地等の買取り及び買取り生産緑地等の公園緑地としての整備を対象とする。

補助率等

用地取得費：国費及びその他収入が見込まれる場合事業費の 3 分の 1、されない場合 2 分の 1 の額。

整備費：国費及びその他収入を控除した額の 2 分の 1 の額。

補助単価は実施単価又は 1 平方メートルあたり 1 万 5 千円のいずれか低い額。

各年度 1 自治体 3 件限り

【国庫補助金】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）

イメージ等

買取り後に公園として整備した事例



< 赤塚植物園農業園 >



< 吉祥寺東町農業公園 >

担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当 03-5388-3264



3.1.3. 農の風景の保全・育成のための支援【都市整備局：都市づくり政策部】

「農の風景育成地区」の保全・育成関連補助

1. 「農の風景育成地区」の指定に向けた事業支援補助

概要

「農の風景育成地区制度」は、都市部における比較的まとまった農地や屋敷林等が残る地域の風景を、将来にわたり保全、育成していくことを目的とした制度。区市町が地区の選定・運営を行い、都が指定する。指定に先立ち、区市町が行う調査や地域内の緑地や農地の保全・活用等の計画策定に関わる事業を対象として、費用の補助を行う。（事業開始：平成 30（2018）年度）

補助対象者

区市町

補助対象

- （1）「農の風景育成地区」の指定・運営に向けた調査
- （2）農の風景育成計画の策定に関わる事業

補助率等

総事業費の 1 / 2 （1 事業 1 会計年度当たり 250 万円上限）

2. 「農の風景育成地区」の取組促進事業支援補助

概要

農の風景育成地区内において区市町が行う特定の事業を対象として、費用の補助を行う。

（事業期間：令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町

補助対象

- （1）農の風景育成地区に係る情報発信活動に関する事業
- （2）農の風景育成促進活動に関わる事業

補助率等

総事業費の 1 / 2 （1 事業 1 会計年度当たり 250 万円上限で「農の風景地区」指定年度を含めた 3 か年を限度）

イメージ等



担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当 03-5388-3264



3.1.4. 民有地の緑化支援【都市整備局：都市づくり政策部】

界わい緑化推進プログラム

概要

都内において特に減少傾向にある民有地の既存の緑等を計画的に保全していくことを目的として策定された「緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定）」に基づき、様々な主体と連携した取組の一環として、公益財団法人東京都公園協会と連携し本プログラムを推進している。

本プログラムは、緑が少ない地域において、路地や軒先などの小さなスペースを緑化することでまちの中に緑の空間を広げていき、自治体主導による良好なまちづくりを推進していくために、東京都都市緑化基金（公益財団法人東京都公園協会）による緑化工事費用等に対する支援を行う。（事業開始：平成23（2011）年度）

補助対象者

区市町村

補助要件

緑が少ない地域における接道部の緑化であり、かつ、地上部、建築物の壁面又は人工地盤の緑化であること

補助率等

- ・1年目 全額負担（主に専門家を派遣する費用）
- ・2～3年目 2年間の合計で240万円を上限に負担（緑化工事の費用）

イメージ等

実施事例（豊島区）



<実施前>



<実施後>

担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当 03-5388-3264



3.1.5. 木密地域における公園整備の支援【都市整備局：市街地整備部】

木造住宅密集地域整備事業

概要

木造住宅が密集し特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域において、老朽建築物等の建替を促進するとともに、道路・公園などの公共施設を整備し、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行うことを目的とし、事業を行う区に対して都が支援する制度である。（事業開始：平成 18（2006）年度）

補助対象者

区

補助要件

・整備地区※においてガイドラインを策定し、知事の承認を受けた区域内で、老朽建築物等の建替を促進、道路・公園・広場などの地区公共施設を整備など、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行うものを対象とする。

※整備地区は、次に掲げる要件の全てに該当する区域とする。

- (1) 防災都市づくり推進計画で指定する整備地域内 / (2) 老朽木造建物棟数率が 30 パーセント以上
- (3) 住宅戸数密度が 1 ヘクタール当たり 55 戸以上
- (4) 住宅戸数密度（3 階以上共同住宅を除く）が 1 ヘクタール当たり 45 戸以上
- (5) 補正不燃領域率が 60 パーセント未満 / (6) 規制・誘導策を実施中又は実施の見込みである
- (7) 当該区域内に十分な公共施設等が無いことなどにより、住環境の改善が必要と認められる
- (8) 地区の面積は、おおむね 10 ヘクタール以上

など

・公園、緑地、広場等の補助対象面積は、100 m²以上の場合に限る。

補助率等

① 基盤整備費

補助対象事業費：公園、緑地、広場等の用地取得促進費、補償費、地区整備費、測量調査設計費
補助率：（国）1/2、（都）1/4、（区）1/4

② 防災街区整備事業

補助対象事業費：防災街区整備事業における公園、緑地、広場の土地整備費
補助率：（国）1/3、（都）1/6、（区）1/6（組合施行の場合）

【国庫補助金】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）

【国庫補助金】 密集市街地総合防災事業補助金（密集市街地総合防災事業）

イメージ等



<公園整備例（荒川区荒川二丁目グリーンスポット）>

担当窓口

都市整備局 市街地整備部
防災都市づくり課 密集地域整備担当
03-5320-5142



3.1.6. 不燃化特区事業の支援【都市整備局：市街地整備部】

不燃化推進特定整備事業

概要

東京には、JR 山手線外周部を中心に木造住宅密集地域（木密地域）が広範に分布しており、首都直下地震が発生した場合に地震火災など大きな被害が想定されている。

「不燃化特区」とは、このような木密地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度である。

不燃化特区では、老朽建築物の除却や建替え、公園の整備等、各区が推進している不燃化の取組に対し、支援を行っている。（事業期間：平成 25（2013）年度から令和 7（2025）年度まで）

補助対象者

区

補助要件

- ・都の認定を受けた整備プログラムで定められた不燃化特区内の事業を対象とする。
- ・公園、緑地、広場等整備支援の補助対象面積は、100 m²未満の場合に限る。

補助率等

- ・公園、緑地、広場等整備支援

補助対象事業費：公園、緑地、広場等の用地取得促進費、補償費、地区整備費、測量調査設計費

補助率：（都）1/2、（区）1/2

イメージ等



公園、緑地、広場等整備支援による防災スポットの整備事例（荒川区西尾久）

担当窓口

都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 不燃化特区担当 03-5320-5142



3.1.7. 市街地再開発事業の支援【都市整備局：市街地整備部】

市街地再開発事業

概要

市街地再開発事業を促進することにより、公共施設の整備、土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備を図るため、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業を施行する者等に対して、補助金を交付する。

補助対象者

- (1) 市街地再開発事業を施行する（施行を予定する場合を含む。）市町
- (2) 市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社、特定建築者、独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社、再開発準備組織又はタウンマネージメントセンター（以下「施行者等」という。）に対し補助金若しくは分担金を出えん又は公共施設管理者負担金を出えんする市町

補助要件

- ① 共同施設整備費のうち、空地等の整備に要する費用（緑地）
- ② 公共施設管理者負担金補助

市街地再開発事業施行区域内において、都市計画として定められた公共施設の整備に係る費用（都市計画公園）

補助率等

- ① 補助対象経費：工事費
補助率：市町（1/3）、施行者等（1/6）
- ② 補助対象経費：用地費、補償費、工事費、附帯工事費及び附帯施設等補償費、測量及び試験費等
補助率：補助対象事業費から交付金等及び起債（一般公共事業債等をいう。）による収入相当額を控除した額の 2 分の 1 以内の額

担当窓口

都市整備局 市街地整備部 再開発課 民間再開発担当 03-5320-5131



3.1.8. 土地区画整理事業の支援【都市整備局：市街地整備部】

土地区画整理事業

概要

土地区画整理事業の推進及び公共施設の整備改善を図るため、都市計画区域内において土地区画整理事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対して補助金を交付するもの。

補助対象者

土地区画整理事業施行者（公共団体、組合等）

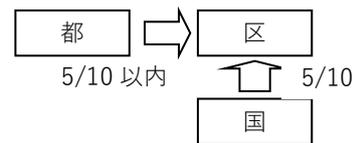
補助要件の概要

- ① 都市計画において定められた公共施設に係る物件の移転及び除却の補償費並びに工事費
- ② 都市計画において定められた公共施設に係る用地の評価額に相当する額を限度とした経費

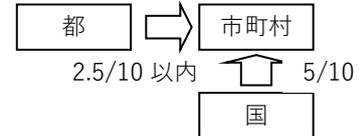
補助率等

- ① 公共団体施行の国庫補助対象事業（直接補助）

ア 都市計画施設が都・区の管理に帰属するもの
（100%補助）



イ 都市計画施設が市町村の管理に帰属するもの
（50%補助）



- ② 都単独事業

ア 都市計画施設が都・区の管理に帰属するもの
（100%補助）



イ 都市計画施設が市町村の管理に帰属するもの
（50%補助）



【国庫補助金】社会資本整備総合交付金（道路事業、市街地整備事業）

防災・安全交付金事業（市街地整備事業）

担当窓口

都市整備局 市街地整備部 区画整理課 公共区画整理担当 03-5320-5442
 民間区画総括担当 03-5320-5132
 民間区画担当 03-5320-5132



3.1.9. 都市再生土地区画整理事業の支援【都市整備局：市街地整備部】

都市再生土地区画整理事業

概要

都市再生に資する既成市街地の再生・再構築の推進を図る都市再生土地区画整理事業に対して補助金を交付するもの。

補助対象者

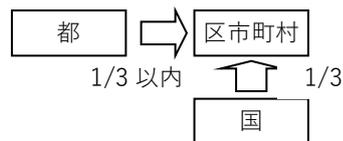
都市再生土地区画整理事業を施行する区市町村、個人、組合、会社及び都市再生機構とする。

補助要件

国の定める都市再生推進事業補助交付要綱により補助採択を受けた事業及び社会資本整備総合交付金交付要綱により社会資本整備総合計画に位置付けられた事業 等

補助率等

ア 一般地区



イ 重点地区



【国庫補助金】社会資本整備総合交付金（道路事業、市街地整備事業）
防災・安全交付金事業（市街地整備事業）

担当窓口

都市整備局	市街地整備部	区画整理課	公共区画整理担当	03-5320-5442
			民間区画総括担当	03-5320-5132
			民間区画担当	03-5320-5132



3.1.10. 地区計画策定の支援【都市整備局：市街地整備部】

農地の保全等と併せた防災性向上まちづくり支援事業

概要

防災都市づくり推進計画で示した、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域（以下「農地を有する地域」という。）において、無秩序な宅地開発が進行した場合に、延焼の危険性が増大する可能性がある。

この地域では、農地を緑の空間として最大限保全・活用しつつ、やむを得ず宅地化される場合に備えて、防火規制により市街地の耐火性能を高めるとともに、区市が地区計画などを活用し、避難路となる区域内道路の整備などを講じることが効果的である。

このため、防火規制等の導入や地区計画の策定について、取組を支援する。

（事業期間：令和4（2022）年度から令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市

補助対象

農地を有する地域に位置付けられた土地の区域及び当該区域と一体性が認められる土地の区域において実施する、防災性の維持・向上を目的とした地区計画の策定（既定の地区計画区域の拡大を含む。）に向けた検討等

補助率等

補助対象事業費：調査費、検討費、地区のまちづくり方針等の作成費等

補助率：補助対象事業費から国庫交付金等を控除した額の1/2

イメージ等



担当窓口

都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 防災計画担当 03-5320-5142



3.2. 建設局事業

3.2.1. 都市計画公園・緑地整備の支援（市町村部）【建設局：公園緑地部】

市町村土木補助事業

概要

都市計画事業として行う都市公園整備事業について、都が事業経費の一部を補助することにより、市町村が実施する都市基盤施設としての公園緑地の整備の促進を図るもの。

都市公園法第2条に定める都市公園の整備事業を補助対象とする。また、補助対象、補助対象事業費、補助率及び事務処理等について、「市町村都市計画事業に対する都費補助要綱」にて定められている。

補助対象者

市町村

補助要件

都内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。）が実施する都市計画事業のうち、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に定める都市公園の整備事業であること。

補助率等

①補助対象事業費

補助対象となる事業に要する経費から、国庫補助金（N T T無利子貸付金を含む。）及びその他の収入を控除した額

②補助率

都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の2分の1を限度として補助する。

【国庫補助金】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）

防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業） 等

イメージ等



補助事業により新規整備された公園施設（遊戯施設・防災備蓄倉庫等）

担当窓口

建設局 公園緑地部 公園建設課 公園設計担当 03-5320-5381



3.3. 産業労働局事業

3.3.1. 農地の創出再生と多面的機能の発揮【産業労働局：農林水産部】

未来に残す東京の農地プロジェクト

概要

都内全域で、現況非農地から農地への転換や、遊休農地や低利用農地の再生、農地が持つ多面的機能を発揮するために必要な施設整備、農的空間を確保するための整備、農地保全に資するソフト事業に対し支援することで、東京の農地の確保及び保全、その有効活用を図っていく。

(事業期間：令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度まで)

補助対象者

区市町村

補助要件・補助率等

※以下の支援型を組み合わせることで実施可能

- ① 農地創出型 (補助率 1/2 以内)
要件：農業者、区市町村等が保有する現況非農地で、整備後 8 年間利用すること
補助対象経費：建築物等解体処分費用の一部 (基礎や舗装版の撤去等)、除礫、深耕、客土等の経費
- ② 農地再生型 (補助率 1/2 以内、認定新規就農者 2/3 以内)
要件：農業者等が貸借した遊休農地等又は事業承継に伴う作目転換で、整備後 8 年間利用すること
補助対象経費：遊休農地等を再生利用するために必要な経費 (伐採・伐根、深耕、整地等)
- ③ 生活環境型 (補助率 3/4 以内)
要件：市街化区域内の生産緑地又は市街化区域外の農地を保全するために必要な施設
補助対象経費：地域や環境に配慮した施設整備費等 (農薬飛散防止施設、簡易直売所、農業体験農園等)
- ④ 防災安全型 (補助率 3/4 以内)
要件：市街化区域内の生産緑地又は市街化区域外の農地の防災機能を強化するために必要な施設
補助対象経費：防災兼用農業用井戸の設置や、農業用水路・ため池への転落防止施設の整備費等
- ⑤ 公的利用型 (補助率 3/4 以内 100,000 千円/箇所を上限)
要件：区市町村の公有地であること
補助対象経費：市民農園、福祉農園、農業公園等の整備費等
- ⑥ 推進支援型 (補助率 1/2)
要件：農地が持つ多面的機能を周知するために必要なもの
補助対象経費：事業実施に必要な基本的な調査、農地保全の PR に必要な広報、防災マップ作成費等

イメージ等



担当窓口

産業労働局 農林水産部 農業振興課 土地改良計画担当 03-5320-4824

。



3.3.2. 生産緑地の活用（農的利用）【産業労働局：農林水産部】

生産緑地買取・活用支援事業

概要

①生産緑地等買取支援

区市が農的利用を目的とし生産緑地等※を買取る際の資金を助成するため、(公財)東京都農林水産振興財団に基金を造成

区市が当該事業の補助条件に基づき生産緑地等を買取った場合に、基金から取り崩し補助

【出えん先】(公財)東京都農林水産振興財団

②買取生産緑地等の活用支援

区市が買取った生産緑地に対し、都の政策課題の解決に資する施設整備を支援

③買取生産緑地等の運営支援

区市が、本事業で購入した生産緑地等において実施する農的な利用の運営を軌道に乗せるための経費の一部を補助

(事業期間：令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで)

※生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地

補助対象者

区市

補助要件

①区市が農的利用を目的とし生産緑地等を買取ること

②区市が買取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設を整備すること

③農的な利用の運営を軌道に乗せるために、民間事業者、学識経験者その他専門知識を有する者により行われる企画提案、計画の立案・策定、効果的な手法の検討

補助率等

①補助率：2/3以内(1区市当たり1haまで)

②補助率：4/5以内(1区市当たり補助上限1億円)

③補助率：1年目2/3以内、2年目1/3以内(補助対象経費の上限1,000万円)

イメージ等

〈都の政策課題の例〉



高収益農業の研修施設



福祉農園(農福連携)

担当窓口

産業労働局 農林水産部 農業振興課 企画調整担当 03-5320-4814



3.3.3. 森林の魅力創出【産業労働局：農林水産部】

森林資源を活用した魅力創出事業

概要

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、間伐などの森林整備をはじめとした景観伐採、園地整備、普及啓発等の取組を行う市町村に対して支援する。

補助対象者

多摩地域の6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）

補助要件

①森林整備、園地整備

森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）及び5条森林に接続している森林法第2条に規定する森林

②景観伐採

国道、都道、市町村道又は林道等、若しくは登山道、散策路、又はハイキング路等の両側又は片側

補助率等

補助対象経費：森林整備、展望台設置、歩道整備、普及啓発活動等に要する経費

補助率：定額補助

イメージ等



【青梅市・永山丘陵】



【奥多摩町・むかし道】

担当窓口

産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当 03-5320-4897



3.4. 環境局事業

3.4.1. 花と樹木による緑化の支援【環境局：総務部】

花と緑で潤う緑化推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

地域における民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村への補助
(事業期間：令和5（2023）年度まで)

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から③全てを実施する場合に補助対象とする。

- ① 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
 - (ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。
 - (イ) 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）又は樹木により行うこと。
- ② ①の取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ③ ①の取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

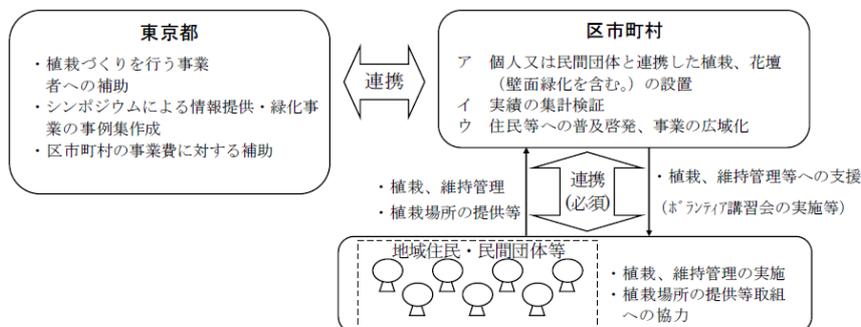
補助対象経費：ア 上記補助要件の内容の①～③の実施に要する経費

- イ 個人又は民間団体等との連携に当たり、草花等の維持管理に必要な知識及び技能を習得するために開催する個人又は民間団体等に対する講習会の経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.2. 緑地の利活用推進のための支援【環境局：総務部】

生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業（東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

区市町村による、閉鎖管理された緑地等を整備し都民へ開放する取組に加え、公園・緑地におけるみどりの質を向上させる取組を行う自治体への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

- ① 区市町村が所有又は管理する土地のうち、(1)既に一般開放している公園・緑地においては次の(ア)、(2)一般の立ち入りを常時禁止している緑地（以下「閉鎖緑地等」という。）においては次の(イ)に掲げる要件を満たすものを実施すること。
 - (ア)（公園・緑地）生物多様性に配慮した整備・管理の取組を行うこと。（日常的な管理のみの取組は対象外とする。）
 - (イ)（閉鎖緑地等）都民が緑地を利用できるよう、閉鎖緑地等を囲うフェンスの撤去、園路や案内板の設置、安全対策上の枝切りなど、必要な整備を行うこと。なお、整備を行ったエリアについて、全部又は部分的に開放すること。
- ② ①の取組の実施に当たっては、必要に応じて、生きものの生息・生育に関する調査を行うこと。
- ③ ①の取組の実施に当たっては、各自治体が定める生物多様性地域戦略、緑の基本計画、環境基本計画、公園整備方針等において、公園・緑地の生物多様性保全上の位置付け・考え方を示すこと。
- ④ ①の取組の結果を踏まえ、生物多様性保全の取組が継続するよう、後年度の生物多様性に配慮した維持管理の計画を示すこと。
- ⑤ ①の取組の成果を示すこと。
- ⑥ ①の取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。普及啓発を行うに当たっては、①の緑地を活用し、現地及びホームページ、パンフレット等において、生物多様性に関する情報を広く伝えていくことで、自然環境や生物多様性に関する基礎知識のない者でも、生物多様性の意識の向上につながるよう努めること。

補助率等

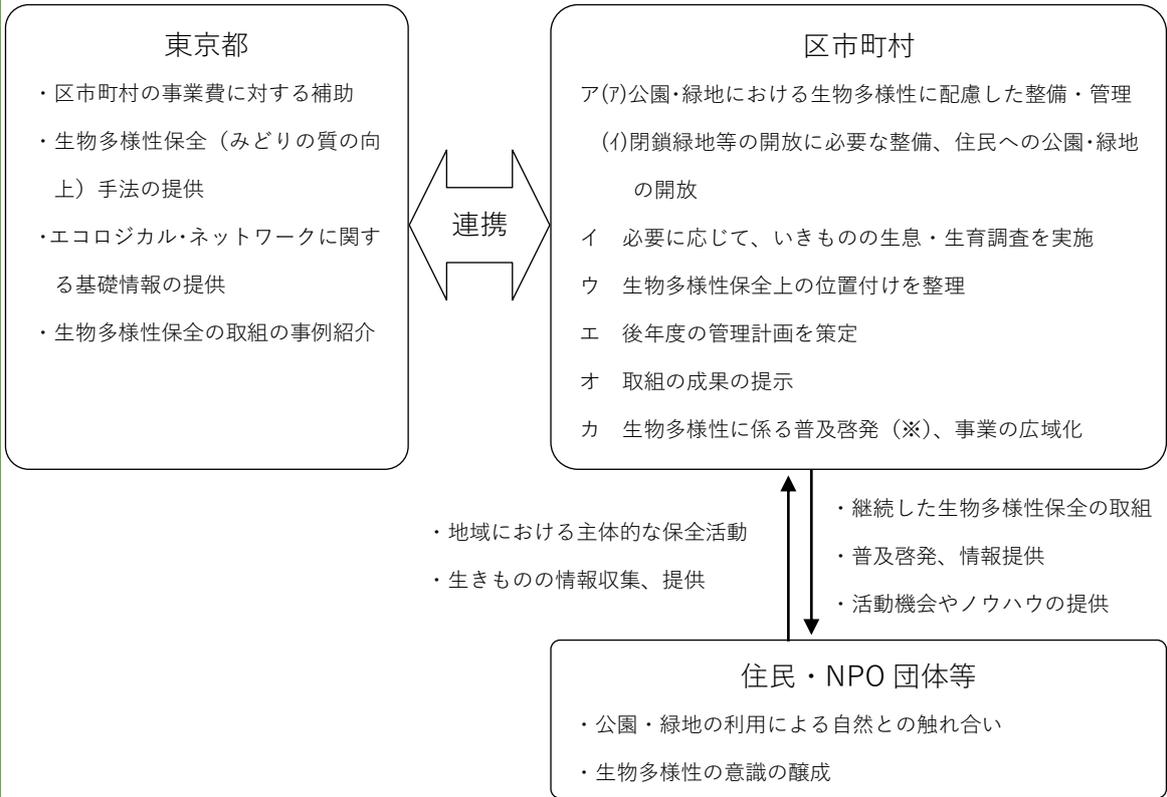
補助対象経費：上記補助要件の内容の①～⑥の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内



イメージ等



※生物多様性に係る普及啓発（例）

- ・当該区市町村や当該緑地における生物多様性保全の取組の紹介
- ・当該緑地に生息・生育する生きものの紹介（樹名板の設置、ボランティアによる解説 等）
- ・当該緑地及び周辺地域の地形や自然資源の利用の歴史、周辺のエコロジカル・ネットワークとの関わりの紹介
- ・雨水の浸透やヒートアイランド現象の緩和など、緑地の持つ多面的な機能の紹介

担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.3. 在来の植物を活用した公園等整備の支援【環境局：総務部】

江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業） （東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業）

概要

区市町村による、地域の自然環境や生物多様性保全・回復のために在来の植物を活用した公園等の整備への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から④全てを実施する場合に補助対象とする。

- ① 区市町村が所有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において、都内に本来自然分布している在来種の植栽を推進する取組
 - (ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を実施
 - (イ) (ア)の結果を踏まえ、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計（複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計であって全てに在来種を使用すること。）
 - (ウ) 高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせた多階層な植栽
 - (エ) 施工後は、在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置
- ② ①の結果を踏まえたエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針の策定
- ③ ①の実施による実績の集計及び検証
- ④ ①の内容の周知及び生物多様性保全のための普及啓発並びに事業の広域化に向けた取組

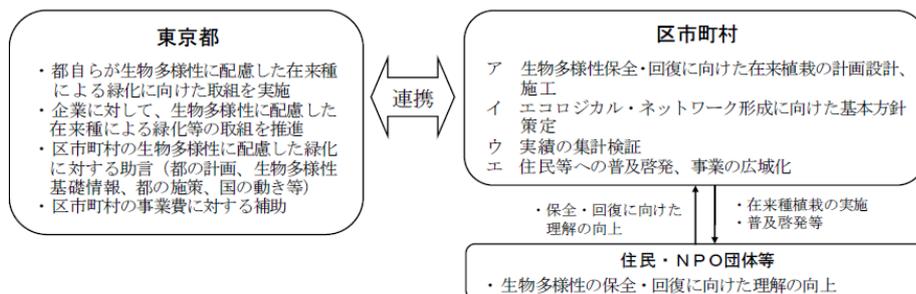
補助率等

補助対象経費：上記補助要件の内容の①～④の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



3.4.4. 生態系を保全するための取組の支援【環境局：総務部】

樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 (東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業)

概要

地域連携保全活動計画等に基づき実施する、区市町村が地域における多様な主体と連携して行う生物多様性保全の取組への補助（事業期間：令和5（2023）年度まで）

補助対象者

区市町村

補助要件

次の①から④までの全てを実施する場合に補助

- ① 生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画に基づき、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当する取組
 - (ア) 里山、樹林地などの自然地の生態系を保全する取組
 - (イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組
 - (ウ) 希少種を保護する取組
- ② ①の取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）の策定
- ③ ①の取組の実施による実績の集計及び検証
- ④ ①の取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発（環境教育・自然体験活動を含む）及び事業の広域化に向けた取組の実施

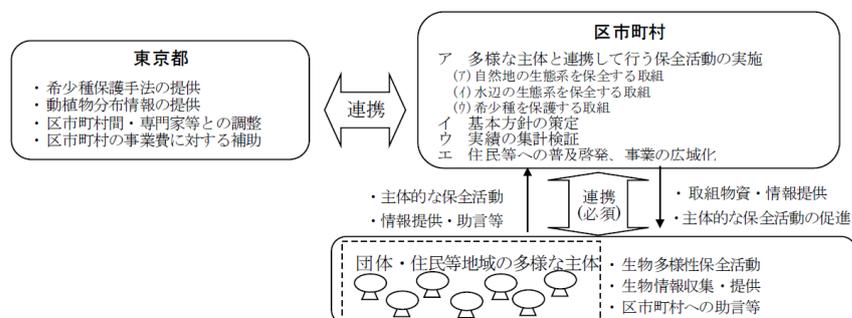
補助率等

補助対象経費：上記補助事業の内容の①～④の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の1/2以内

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5388-3404



巻末資料「区市町村連携部署リスト」

区 連携部署リスト

区	部	課
千代田区	環境まちづくり部	景観・都市計画課
	環境まちづくり部	環境政策課
中央区	環境土木部	水とみどりの課
港区	街づくり支援部	都市計画課
	街づくり支援部	土木課
	環境リサイクル支援部	環境課
新宿区	みどり土木部	みどり公園課
文京区	土木部	みどり公園課
台東区	環境清掃部	環境課
	都市づくり部	公園課
墨田区	都市整備部	都市整備課
	資源環境部	環境保全課
江東区	土木部	管理課
	土木部	河川公園課
品川区	防災まちづくり部	公園課
	都市環境部	都市計画課
目黒区	都市整備部	みどり土木政策課
	産業経済部	産業経済・消費生活課
大田区	まちづくり推進部	都市計画課
	環境清掃部	環境対策課
	産業経済部	産業振興課
世田谷区	みどり33推進担当部	みどり政策課
	経済産業部	都市農業課
渋谷区	環境政策部	環境政策課
	土木部	公園課

区	部	課
中野区	都市基盤部	公園課
	都市基盤部	都市計画課
	区民部	産業振興課
	まちづくり推進部	まちづくり計画課
杉並区	まちづくり推進部	中野駅周辺まちづくり課
	都市整備部	みどり公園課
豊島区		産業振興センター
	都市整備部	公園緑地課
北区	生活環境部	環境課
	土木部	土木政策課
荒川区	防災都市づくり部	土木管理課
板橋区	土木部	みどりと公園課
	産業経済部	赤塚支所
練馬区	環境部	みどり推進課
	土木部	道路公園課
	都市農業担当部	都市農業課
足立区	都市建設部	パークイノベーション推進課
	産業経済部	産業振興課
葛飾区	都市整備部	都市計画課
	都市整備部	公園課
	環境部	環境課
	産業観光部	産業経済課
江戸川区	環境部	水とみどりの課
	産業経済部	産業経済課



市町村 連携部署リスト

市町村	部	課
八王子市	環境部	環境保全課
	まちなみ整備部	公園課
	産業振興部	農林課
立川市	まちづくり部	公園緑地課
	産業文化スポーツ部	産業振興課
武蔵野市	環境部	緑のまち推進課
	市民部	産業振興課
三鷹市	都市整備部	緑と公園課
	生活環境部	都市農業課
青梅市	環境部	公園緑地課
	地域経済部	農林水産課
府中市	都市整備部	公園緑地課
	生活環境部	産業振興課
昭島市	環境部	環境課
	都市計画部	都市計画課
	市民部	産業活性課
調布市	環境部	緑と公園課
	生活文化スポーツ部	農政課
町田市	都市づくり部	公園緑地課
	経済観光部	農業振興課
小金井市	環境部	環境政策課
	市民部	経済課
小平市	環境部	水と緑と公園課
	地域振興部	産業振興課
日野市	環境共生部	緑と清流課
	産業スポーツ部	都市農業振興課
東村山市	まちづくり部	みどりと公園課
	地域創生部	産業振興課
国分寺市	建設環境部	緑と公園課
	市民生活部	経済課
国立市	生活環境部	環境政策課
	都市整備部	南部地域まちづくり課

市町村	部	課
福生市	生活環境部	環境政策課
	生活環境部	シティセールス推進課
狛江市	環境部	環境政策課
	都市建設部	まちづくり推進課
	市民生活部	地域活性課
東大和市	まちづくり部	土木公園課
	市民環境部	産業振興課
清瀬市	都市整備部	水と緑と公園課
	地域振興部	産業振興課
東久留米市	環境安全部	環境政策課
	市民部	産業政策課
武蔵村山市	環境部	環境課
	協働推進部	産業観光課
	都市整備部	都市計画課
多摩市	環境部	公園緑地課
	市民経済部	経済観光課
稲城市	都市環境整備部	緑と環境課
	産業文化スポーツ部	経済課
羽村市	産業環境部	環境保全課
	まちづくり部	土木課
	産業環境部	産業振興課
あきる野市	都市整備部	都市計画課
	環境農林部	環境政策課
	環境農林部	農林課
西東京市	みどり環境部	みどり公園課
	生活文化スポーツ部	産業振興課
瑞穂町	都市整備部	建設課
	協働推進部	産業経済課
日の出町		まちづくり課
		産業観光課
奥多摩町		観光産業課
檜原村		産業環境課



東京の緑の保全・創出支援プログラム

令和5年4月改訂

所管部署一覧

(プログラム全般に関すること)

政策企画局 計画調整部 計画調整課

(プログラム全般、緑あふれる東京基金、所管事業に関すること)

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課

(所管事業に関すること)

住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課

環境局 自然環境部 計画課

産業労働局 農林水産部 農業振興課

建設局 公園緑地部 計画課

港湾局 臨海開発部 海上公園課

※ 本プログラム3章に掲載の個別の事業に関するお問い合わせ等は、各事業の担当窓口にご連絡をお願いします。